

令和4年1月20日

保護者の皆様

新宿区教育委員会

分散登校期間中の学童クラブ・放課後子どもひろばプラスでの対応について

1 学童クラブまたは放課後子どもひろばプラスに利用登録のあるお子様の対応

令和4年1月19日現在、学童クラブまたは放課後子どもひろばプラスに利用登録のあるお子様は、お子様の居場所として、平日午前8時から、学童クラブまたは放課後子どもひろばプラスでの受け入れが可能です。利用時間は9時から18時（延長利用は8時から19時まで）です。実施の詳細は、学童クラブまたは放課後子どもひろばプラスから別途お知らせします。

2 それ以外のお子様の対応

上記1に該当しないお子様について、学校長期休業期間利用の対象となる場合（午前8時から午後6時までの間に週3日以上4時間以上勤務する保護者のお子様）は、放課後子どもひろばプラス等で受け入れが可能な場合がありますので、子ども家庭支援課児童館運営係（電話5273-4544）にお問い合わせください。

3 その他

- (1) 分散登校期間中に感染者、濃厚接触者が発生した場合は、学校施設を閉鎖する場合があります。その際、小学校内の学童クラブ、放課後子どもひろばプラスでの受け入れも中止いたしますのでご留意ください。
- (2) 児童館及び放課後子どもひろばについては、利用制限が強化される場合や休止となる場合があります。
- (3) 新宿区教育委員会では、今回の分散登校の実施に伴い、保護者の方が勤務先に提出する、事業者あての休暇取得の協力依頼文をご用意しました。必要な方は、学校に問い合わせるか、区公式ホームページからダウンロードしてください。